

会 議 録

令和 7 年度		日時	令和 7 年 7 月 23 日(水)13 時 30 分～14 時 55 分
第 1 回 焼津市子ども・子育て会議		場所	焼津市役所本庁舎会議室 7 A
議 題	(1) 第 2 期焼津市子ども・子育て支援事業計画に係る令和 6 年度実績報告 (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定		
出席者 委員 10 人	(委員氏名) 永田 恵実子 羽山 和美 今村 均 鈴木 正志 小林 功典 小林 愛奈 岩ヶ谷 江理 火物 雄毅 大石 哲也 前川 菜美	(所属団体名・役職等) 静岡福祉大学 子ども学科 教授 焼津市校長会 大井川東小学校 校長 焼津市私立幼稚園協会 会長 焼津市社会福祉協議会大井川支所 所長 焼津市私立幼稚園 PTA 連絡協議会 会長 焼津市立幼稚園 PTA 会長 放課後児童クラブほしのこクラブ 保護者代表 焼津商工会議所青年部 副会長 焼津公共職業安定所 所長 静岡福祉大学 学生	
事務局 17 人	(事務局氏名) 村松 久美 堀内 千穂 山梨 のぞみ 一ノ瀬 いずみ 吉田 恵理香 奥川 貴大 鈴木 和希 朝倉 満 青島 庸行 渥美 鑑司 尾村 哲哉 八木 彩子 塩谷 幸枝 谷澤 富美子 植村 和広 荒井 健 下村 千鶴子	(所属・職名) こども未来部 部長 こども未来部 次長 兼 こども相談課長 こども未来部 子育て支援課 課長 こども未来部 子育て支援課 総務担当 主幹 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 係長 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主査 こども未来部 子育て支援課 子育て政策担当 主任主事 こども未来部 こども相談課 こども家庭相談担当 統括主幹 こども未来部 保育・幼稚園課 課長 こども未来部 保育・幼稚園課 主席指導主事 こども未来部 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 係長 健康福祉部 健康づくり課 課長 健康福祉部 健康づくり課 母子保健担当 係長 学校福祉部 家庭支援課 課長 学校福祉部 家庭支援課 放課後支援担当 係長 学校福祉部 子ども支援課 課長 学校福祉部 子ども支援課 青少年教育相談センター 所長	
欠席者 5 人	村松 幹子 落合 友矢 星野 真寿美 山口 純伸 草譯 明日美	焼津市保育園協会 会長 焼津市保育園保護者会連合会 会長 焼津市 PTA 連絡協議会 家庭教育委員長 志太地区労働者福祉協議会 静岡県教職員組合志太支部長 静岡福祉大学 学生	

- 1 開会
- 2 委嘱状伝達
- 3 部長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長挨拶
- 7 焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画）の概要、
子ども・子育て会議委員の役割について
- 8 議事
 - (1) 第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画に係る令和6年度実績報告
 - (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- 9 その他
- 10 閉会

【永田議長】

本日の案件は2件です。まず、議事①「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」に係る令和6年度実績報告についてです。事務局、お願いします。

【事務局 子育て支援課 吉田係長】

それでは、資料の説明からさせていただきます。資料3をご覧ください。

資料3は、子ども・子育て支援事業計画において量の見込みや確保の方策等について設定する「教育・保育及び地域子育て支援事業」の、令和6年度の計画値と実績値を整理しました。

資料3の各ページの構成を説明いたします。

「1」は、施策・事業の名称です。計画書中の施策又は事業名称を記載しています。

「2」は、計画書本編の記載位置、「3」の施策の内容と、「4」の確保の方策は、計画書から転記しています。

「5」の実施状況の(1)の①は、量の見込みの計画値と実績値です。②は、確保の内容の計画値と実績値などを記載しています。その下の「差」に、量の見込みと確保の内容の差を、計画ベース、実績ベースで記載しています。

(2)には、参考として、量の見込みの実績値に対する確保の内容の計画値を記載しています。①の量の見込みは「実績」、②確保の内容は「計画」の数字です。

次に、資料4についてご説明します。

「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」には、推進施策に関連する個別事業を掲載していますが、これらは、焼津市こども・若者スマイルプランに包含された計画の一つ、「次世代育成支援行動計画」からの継承事業として掲載しています。

平成17年度から26年度までの「次世代育成支援行動計画」が、第1期・第2期の「子ども・子育て支援事業計画」でも引き継がれてきましたので、これらの事業について

て現在の実施状況を記載しております。

最後に、資料5の「焼津市こども・若者スマイルプラン掲載一覧」につきましては、令和7年3月に策定されました焼津市こども・若者スマイルプランに掲載されているすべての個別事業について、新規事業か、今まで実施してきました「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」からの継続事業なのかということがわかるように関連性や関連課等を表わした一覧表となっております。

本日の会議では、「教育・保育及び地域子育て支援事業」の量の見込みや確保の方策についての報告に重点を置かせていただきます。

それでは、「教育・保育及び地域子育て支援事業」について、資料3に基づき、各担当課から説明いたします。保育・幼稚園課、こども相談課、子育て支援課、健康づくり課、家庭支援課の順に、該当ページを説明していきます。

では始めに、保育・幼稚園課から説明します。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

それでは、はじめに、保育・幼稚園課所管分の事業についてご説明いたします。

お手元の「資料3」「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画 教育・保育及び地域子育て支援事業報告書」の1ページをお開きください。「1号認定（幼稚園等）・私学助成園」についてです。

この事業は、幼稚園や認定子ども園において、教育ニーズが高い認定区分の子どもの保育を行うものであり、その受け皿については、市内の公立幼稚園6園と私立幼稚園11園で担っております。

3の施設の内容で、令和元年度現在7園としている公立7園のうち、東益津幼稚園は令和3年度に廃園となっております。

4の確保の方策についてですが、量の見込みについて地域ごとのばらつきがみられることから、計画上の数値では不足する区域もありますが、私立幼稚園においてはバス通園を実施しているほか、自家用車による送迎も実施できる距離であり、他の区域の幼稚園の利用も可能であることから、市全体としては、既存施設で量の確保ができております。

5の実施状況(1)につきましては、確保の内容にある幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園のことですが、このうち6園が公立幼稚園であり、私立幼稚園については新制度となる園が毎年増えてきている状況にあります。

また、市内に認定こども園は設置されていませんが、今年9月に三和幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する予定となっております。このことについては後ほどご説明させていただきます。

なお、今後の予定として、静浜幼稚園下藤分園については静浜幼稚園への統合をすることが決定しております。

次に、資料2ページの「2号認定（保育所・保育園等）3歳以上」についてです。

この事業は、保育の必要性があり、保育ニーズが高い認定区分の子どもを、保育所、認定子ども園、または認可外保育施設において保育するもので、その受け皿については、市内の公立保育所4園と私立保育所9園、認可外保育施設で担っております。

5の実施状況(1)につきましては、量の確保に当たり、既存施設で量の確保はほぼできております。

次に、資料3ページの「3号認定（保育所・保育園等）0歳児」についてです。
この事業は、保育の必要性がある満3歳未満の子どものうち、0歳児について保育所、認定子ども園等において保育するもので、その受け皿については、保育所13園、地域型保育事業18園、並びに認可外保育施設で担っております。

5の実施状況(1)につきましては、量の確保に当たり、認可外保育施設を活用したほか、地域型保育事業を第1期計画時に18園、設置支援したことで、保育の必要量をおおむね確保しております。

次に、資料4ページの「3号認定（保育所・保育園等）1・2歳児」についてです。
この事業は、保育の必要性がある満3歳未満の子どものうち、1・2歳児について保育所、認定子ども園等において保育するもので、その受け皿については、先ほどの0歳児と同様であります。

5の実施状況(1)につきましては、量の確保に当たり、認可外保育施設や、地域型保育事業などを活用することで、保育の必要量をおおむね確保しております。

次に、資料5ページの「延長（時間外）保育事業」についてです。

この事業は、保育所において、保育の標準時間である11時間を超えて保育所を開所するものであり、保護者の就労形態の多様化に合わせて、受け入れ時間の充実を図るものです。現在、市内のすべての保育所で対応しています。

5の実施状況(1)につきましては、市内保育所13園で必要数分の受け皿の確保ができており、時間外保育の必要なほぼ全ての子どもの受け入れに対応可能な状況となっております。

次に、資料8ページの「預かり保育事業【幼稚園】」についてです。

この事業は、幼稚園の在園児を対象とした、教育時間終了後に引き続き保育を行う事業であり、保護者の就労等による受け入れ時間の充実を図るものです。

5の実施状況(1)につきましては、私立幼稚園11園における需要への対応は可能となっておりますが、公立幼稚園における預かり保育事業については、原則実施しておりません。

全体のニーズにつきましては、計画値と比べ実績値が増加傾向にありますが、必要量は確保できている状況にあります。

次に、資料9ページの「一時預かり事業【幼稚園以外】」についてです。

この事業は、未就園児を対象とし、保護者の事情により一時的に家庭で保育を受けられない乳幼児などを保育園で預かり、保護する事業で、子育て環境の充実を図るものです。

5の実施状況(1)につきましては、実績値が計画値を下回っている状況であります。利用者数が減少しているのは、主に利用希望に対し保育の体制が整わないことにより受け入れができていないことによるものであり、必要量に対する受け皿の確保ができてい

るとは言えない状況となっております。

次に、資料 10 ページの「病児・病後児保育事業」についてです。

この事業は、病児期及び病気の回復期にある子どもの保育が家庭においてできない場合に、看護師及び保育士が専用保育室で、一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両面を支援するもので、市内の保育所 3 園で 1 日当たり 6 人分、年間延べ 1,320 人分の受け皿を確保しています。

5 の実施状況(1)につきましては、量の見込みについて、計画値と実績値に大きな乖離がみられますが、これは計画策定時のニーズ調査と、実際に利用した方の差によるものです。また、実績値が大きく下回る状況が続いていますが、実施園は市内 3 カ所に分散して配置されていることから、地域的な要因によるものではないと考えておりますので、引き続き、需要を見極めながら事業を継続してまいります。

保育・幼稚園課所管分の報告は以上です。

【事務局 こども相談課 朝倉統括主幹】

続きまして、こども相談課から所管事業について、説明させていただきます。

資料 6 ページの「子育て短期支援事業（ショートステイ）」です。

この事業は、保護者が病気や育児疲れなど身体上や精神上的の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が困難になった場合に、7 日以内を限度に、子どもを児童養護施設などに委託し、子どもの養育を確保するための事業であり、2 か所の施設に委託をしています。

量の見込みの計画値につきましては、計画策定時の実績に基づいたものでありますが、実績については、年度毎に利用者の増減が大きくなっております。令和 3 年度から 5 年度にかけては利用希望者が少なくなっておりましたが、令和 6 年度は利用者が増加している状況となっております。年度毎の利用者数の差はありますが、実際に支援が必要な利用希望者に対しては、支援を提供することができております。

確保の内容につきましては、引き続き、支援を必要とする家庭が利用でき、こどもの安定した養育が確保されるよう努めてまいります。

次に、資料 15 ページの「養育支援訪問事業」です。

この事業は、母子保健事業やこども相談課の相談業務、医療機関等で、養育の支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師や看護師、子育て経験者などが家庭を訪問し、養育上の助言や支援を行うことで、家庭の適切な養育を支えるための事業です。

量の見込みの計画値は、過去の利用者の実数に基づく推計となっております。実績値が計画値よりも少なくなっておりますが、利用する一つの世帯に対する訪問回数が多くなっており、支援の必要性が高い家庭に、より手厚い支援が提供できるようになっております。

確保の内容につきましては、支援に必要な訪問支援員を配置するとともに、支援員の研修を実施し、多様化する家庭の状況に対応できるよう努めてまいりました。引き続き、支援員の支援の質の向上に努め、必要とする家庭に支援を実施できるよう努めてまいります。

こども相談課所管分の報告は以上です。

【事務局 子育て支援課 奥川主任主査】

続きまして、子育て支援課から所管事業について、説明させていただきます。

資料 3 の 7 ページ、「地域子育て支援拠点事業」についてです。

この事業は、主に 3 歳未満の乳幼児及びその保護者が、相互の交流を行う「子育て支援センター」を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。市の直営で 3 か所、認可保育所を運営している社会福祉法人への委託で 5 か所、計 8 か所を運営しております。

量の見込みの計画値は、計画策定時のニーズ調査結果によるもので、昨年度の利用実績は、50,550 人日となっております。計画値との乖離が 30.22%ありますが、これは、計画策定時のニーズ調査において、支援センターを使いたいという回答をした方と実際に利用した方の差によるものです。

確保の内容につきましては、引き続き、十分な受け入れの体制を準備しております。

次に、資料 11 ページ「ファミリー・サポート・センター事業」です。

この事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する「依頼会員」と、援助を行う「提供会員」との地域における相互援助活動に関し、その事務局として連絡及び調整を行う事業であります。

量の見込み計画値は、活動件数のうち、小学生の児童を有する家庭の活動件数としており、近年の実績は減少傾向となっておりますが、令和 6 年度は量の見込み及び確保の内容の実績値が上昇し、改善傾向がみられました。

次に、資料 12 ページの「利用者支援事業」です。

この事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・母子保健その他の子育て支援に関する総合的な相談窓口として、情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

焼津市では、利用者支援事業の「基本型」3 か所と「こども家庭センター型」1 か所、合計 4 か所を実施しています。子育て支援課では、利用者支援事業「基本型」を、市直営の子育て支援センター 3 か所において実施し、合計 6 人の相談員「子育てコンシェルジュ」が事業に当たっております。また、令和 6 年度より利用者支援事業「母子保健型」は利用者支援事業「こども家庭センター型」に変更し、母子保健機能の健康づくり課と児童福祉機能のこども相談課が一体となって、「こども家庭センター」として、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を保健センター 1 か所で行っています。本事業は、計画通りの実施となっております。

令和 6 年度事業としては、計画時との差異はあるものの、受け入れ体制の確保としましては、おおむね達成しているものと考えております。

子育て支援課所管分の報告は以上です。

【事務局 健康づくり課 塩谷係長】

続きまして、健康づくり課から所管事業について、説明させていただきます。

資料 13 ページの「妊婦検診」です。

事業概要としましては、妊婦の健康保持、健康増進を図るため医療機関等において、健康診査を実施する事業となります。健康状態の把握、定期検査、保健指導とともに妊

妊娠期間中に適時必要に応じた医療検査を実施します。

こちらの実施状況につきましては、量の見込みとして令和6年度 10,126 件ということで、計画値を算出しました。実績値としては、9,006 件、88.94%ということで、前年度からは上がっていますが、母親が安心して子どもを産むことが出来るように引き続き検診率を 100%目指していききたいと思います。

資料 14 ページをご覧ください。「乳児家庭全戸訪問事業」になります。こちらの事業概要としましては、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みの計画値としましては、令和6年度は 799 件と算出させてもらいましたが、実績値は 734 件、91.86%と前年度より下がっております。ただ、こちらの訪問自体は生後 4 か月までに実施しているものになります。転出や入院、里帰り出産の長期化などにより、訪問出来なかった分が計上された結果となります。状況の把握等は 100%で行っておりますので、引き続き、訪問自体は 100%を目指して実施していきます。

以上で健康づくり課の説明を終わります。

【事務局 家庭支援課 植村係長】

家庭支援課担当分について報告させていただきます。

16 ページ、最後の事業になります。「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」についてです。

この事業は、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に市の施設や小学校の余裕教室等において、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

令和6年4月1日時点で、28 クラブ、35 支援の単位を社会福祉法人等に委託運営し、1,216 人の児童が利用しています。

令和6年度時点では、市全体の数値では、実績値は計画よりやや下回っておりますが、おおむね大きな乖離はないと考えております。

5 の実施状況につきましては、(1)の①量の見込みの実績値と②確保の内容の実績値を令和5年度、令和6年度、それぞれご覧いただきますと、若干の差異はありますが、全体としては確保の内容の範囲内に収まっておりますが、学区によっては確保の内容を上回る募集があり、若干の待機児童が発生しましたが、どちらの年度も6月までには解消しております。

また、平成29年度から開設している、夏休み期間のみ利用可能な夏季限定放課後児童クラブについては、令和2年度のみ新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、開設を中止としましたが、令和3年度以降は毎年開催しており、今年度も市内2カ所で開設しております。

【事務局 子育て支援課 吉田係長】

令和6年度の実績報告は以上です。

【永田議長】

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【永田議長】

乳児家庭全戸訪問事業についてですが、訪問されるのは各戸1回のみということでしょうか。

【事務局 健康づくり課 塩谷係長】

訪問した結果、こちらで支援が必要だと判断した場合、または、訪問継続を希望される場合については、回数は1回と定めず継続的に訪問するようにしています。

【永田議長】

安心しました。リスクのある子どもが産まれる確率が増えてきているということです、1回と限らず継続的訪問してくださるということですが、他の機関との関わりはどのようになっていますか。例えば、早く産まれた子や障害がある子などは、ここからどのように繋がっていくのか、教えてください。

【事務局 健康づくり課 塩谷係長】

まず、お子さんを出産した時点で、保護者同意のもと産婦人科経由で情報提供があります。その情報をもとに訪問させていただいております。また、お母様方の必要な支援につきましては、サービスに繋げるということで情報提供の同意を取り全戸訪問の際に紹介をしています。アトレ庁舎にあります、こども相談課と連絡を取り合いながらサービスに繋げています。福祉関係に繋がていきたいお子様につきましては、焼津市では地区担当制の保健師がおりますので、責任を持って、お子様が育っていくのを関係機関で連携して対応していくようにしています。

【永田議長】

ありがとうございます。継続的した支援がありがたいと思います。

【小林愛奈委員】

一時預かり事業で、公立幼稚園が実質的に預かり事業を行っていないということでしたが、理由はなんですか。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

配置の問題もあるところですが、今後の方針として、積極的に受け入れをするかどうか毎年検討していかなければと思うところであります。現状、受け入れ出来る体制かどうかと言われると、職員の数がありますので、今すぐ始めるのは難しい状況であると思います。市全体の状況を把握した上で検討していく必要があると思いますが、例えば、預かり保育や夏休み期間中の保育のことについてのご意見は当然ありますし、公立幼稚園の方で、その時間だと厳しいな、もう少し見てくれるなら仕事が出来るといった意見があります。

現状、入園を申込される段階で公立幼稚園では一時預かりがないということを前提として入園してくれている状態ですので、ある程度はやむを得ないという認識でいるかと思います。その反面、本当なら出来たのにという話は聞くところであります。現状そういう方の入園先を私立幼稚園へ勧めているところがございます。こういった状況であります、公立幼稚園での一時預かりということの必要性ということでのご意見につきましては、貴重な意見として受け止めなくてはと思っております。

【小林愛奈委員】

今年、静浜幼稚園下藤分園が今後廃園する方針が決まりました。一時預かりは全部の理由で預かってくれるわけではなく、学校の行事のみ預かりますよということですよ。それを公立に入ったから承知しているかと言ったら、そうでない人もいます。こういった状況だから、公立幼稚園に入る人がどんどん減っていつてしまつて、公立幼稚園の人数が減っていつていますと言われても、それはそうだろうと思うところです。保育園に入るまでのレベルでは働いてないけど、それでも短時間で働いている人は多く、その方たちは水曜日午後2時までにお迎えというのは少しきついという保護者も今結構いるので、もう少し考えてもらえたらなというのはあります。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

確かに大井川の地区と焼津の地区だと、やはり私立幼稚園の数が違ったりとか、あと正直保育園も全ての方が自分の行きたい保育園に行けるばかりではないというのが現実ではありますので、やはり各園の中で、当然その受け入れ時間数というのは差が出てきてしまう。公立幼稚園につきましては、先ほどおっしゃった学校の行事とか、それに限つての受け入れとしての扱いをしているとなると、それではなかなかニーズを満たせない状態があるかなと思います。預かり保育で、私立幼稚園の周りとか、わりと数としてはある焼津の地区、例えばさつき幼稚園とか大富幼稚園とか、そういったエリアでいけば公立幼稚園以外の選択肢というのがあるのかもしれないですけども、大井川地区でいきますと確かにその選択肢が少ない部分があるとは思っていますので、そういうことも含めて検討課題があるかなと思います。

【今村委員】

今後の量の見込みというところで、今現在私立幼稚園も公立幼稚園も幼稚園というような一括りの絡みであり、それから私立助成園という括りですが、もう私立助成園がだんだん減りつつありますので、これから私立幼稚園の方もみんな幼稚園の括りになっていきますので、もし量の見込みの分け方っていうのは、来年からちょっと公立さんとか私立さんという分け方で変えていかれた方がいいのかなと思います。

今現在の保護者の方の悩みを聞いていて、やはり幼稚園も保育園も今、私立幼稚園も私立の保育園もさほど扱う時間というのが、ほぼほぼ変わっていませんので、また、そういう意味合いであえて幼稚園だ、保育園だっていうような感覚、当然1号2号3号での区分があるものですから、こういう分け方になるかもしれませんが、一個人にとってみれば、ちょっと書き方が時代と共に合わなくなってくるんじゃないかなと思います。

ますので、ご検討の方よろしく願いいたします。

【事務局 子育て支援課 山梨課長】

こちらの計画は中間見直しがあります。その際に皆様の意見をお伺いして検討していければと思っております。

【永田議長】

他にご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の議題、「特定教育・保育施設の利用定員の設定」についてです。事務局説明をお願いします。

【事務局 保育・幼稚園課 青島課長】

8議事（2）特定教育・保育施設の利用定員の設定について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。「特定教育・保育施設の利用定員の設定について」で、1「子ども・子育て支援法に基づく確認制度」、2「焼津市子ども・子育て会議からの意見聴取」の部分でございますが、子ども・子育て支援法では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保健施設の設置者・事業者からの申請に基づきまして、給付認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費、これは市からの委託費になりますが、支払うということになっております。これに伴いまして、新たに市が給付の対象として、施設・事業を確認する際には、子ども・子育て会議において、意見を聴くこととされておりますので、今回、議題に上げさせていただいているものでございます。

根拠法令等は、記載のとおりでございます。

また、3「利用定員の設定」の部分ですが、定員には「認可定員」と「利用定員」がございます。「認可定員」は、教育・保育施設等の、設置の際に、認可を受けた定員になります。基本的には、「認可定員」と「利用定員」は「同じ」ということが前提になりますが、子どもの受け入れや、給付費の支給は、認可定員ではなく、利用定員に基づいて行われますので、地域の需要等を踏まえて、認可定員を超えない範囲内で、利用定員の設定を行う必要があるということでございます。

今回、利用定員を設定する施設につきまして、担当からご説明させていただきます。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

私からは、利用定員を設定する施設とその定員数についてご説明いたします。

来年度から市が新たに子ども・子育て支援法による給付の対象となるように申請のあった、「三和幼稚園」「みやじま幼稚園」と「みなと幼稚園」になります。

資料1裏面をご覧ください。「三和幼稚園」であります。三和幼稚園は現在、県に認定こども園としての認可申請中で令和7年9月1日に開園を予定しております。

施設の概要ですが、幼保連携型 認定こども園 名称が「学校法人頌徳学園 認定こども園 三和幼稚園」。所在地「焼津市三和6 1 4－2」。設置者（代表者名）「学校法人頌徳学園 理事長 金原順一様」。園長予定者「金原順一様」。開園時期は令和7年9月1

日を予定しておりまして、現在、県に認可申請中であります。

利用定員につきましては、180人（1号130人、2号36人、3号14人）となっております。こちらは現在、認可申請している定員とイコールであります。この人数で認可を受ける見込みであるとのことで、180人で確認し、利用定員を定めたいと考えております。その他記載のとおりであります。

続いて、施設名「みやじま幼稚園」。施設の位置は「焼津市三ヶ名807番地の1」。設置者名は「学校法人千代学園 理事長 小関直司様」。事業の種類は「幼稚園」。認可定員は280人。今回ご意見を伺う「利用定員（案）」は210人で、内訳は3歳児から5歳児まで70人、その他記載のとおりであります。

続いて、施設名「みなと幼稚園」です。施設の位置は「焼津市中港1丁目7番23号」。設置者名は「学校法人千代学園 理事長 小関直司様」。事業の種類は「幼稚園」。認可定員は170人。今回、ご意見を伺う「利用定員（案）」は50人で、内訳は3歳児16人。4歳児と5歳児が17人、その他記載のとおりであります。

「みやじま幼稚園」「みなと幼稚園」の園児数の推移についてですが、焼津市全体の未就学児人口は、10年前と比べて約25%程度減少している状況にあります。みやじま幼稚園については10年前と同程度の園児数を維持しておりますが、みなと幼稚園については焼津市の未就学児人口の減少率を超える、30%程度の減少となっております。

「みやじま幼稚園」については、資料1のとおり利用定員（案）210人ということですが、近年の園児数は210人を超えていない。ことから、利用定員（案）のとおり、210人で確認し、利用定員を定めたいと考えております。

続いて「みなと幼稚園」であります。資料のとおり利用定員（案）50人ということですが、園児の減少率が焼津市全体よりも高く、近年の園児数は50人を超えていないことから、利用定員（案）のとおり、50人で確認し、利用定員を定めたいと考えております。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【永田議長】

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【火物委員】

三和幼稚園さんの3号認定の0歳児認可予定定員が0人というのは、これはどういう状況で0人なのでしょう。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

0人というのは、0歳児としての受け入れは行わないということになります。幼稚園さんですので、当然現時点でも本業は3歳以上のお子さんを対象としていることになります。0歳児となると見る子どもの状態が変わってくるというところと、あと現状やっぱり幼稚園さんですので、全員が全員保育士ではなくて幼稚園教諭という形になるものですから、そういったところも含めて、現在の園としての求める需要という中で1歳児

から受け入れをしていくという形で今回認可を受けるということになっています。

【火物委員】

需要があってもそこでは0歳児は受け入れることは出来ない、今後もそうなのか。今はそうだけど、施設的な作りとして0歳児の受け入れが無理だとか人的な無理をおっしゃっていましたが、幼稚園だったからこども園になっても、0歳児が受け入れないというのは、なんとなく機能として不足がしているように感じちゃうんですけど、それは認可的には問題ない範囲で全国的にもそう園は結構あったりするものなんですか。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

全ての園が必ずしもそういう形ではないんですけども、やはり0歳児の受け入れとなりますと、やはり施設そのものが、0歳児に対応した沐浴室を作らなければいけないとかという一定の条件も必要になってきます。認可を変更するとなれば、可能になることもありえるんですけども、県の認可を一回受けて、その後変えるということは難しいものですし、施設の整備も関わってくるものですし、すぐにそういうことになることはちょっと考えにくいかなと。そういった認定もできるかどうかって話になりますと、今回認定を受けられるので、実際できることはできますが、ただ一般的かと言われるとあまり例はないのかなと。かといって、0歳をやらなければいけないよっていうところも必ずしもそうも言えないので、そこは園の判断という形にはなるかと思います。

【永田議長】

ありがとうございます。施設の問題も、人の問題も出てくると思うので、そこら辺はやっぱ難しいところかなと思います。

他にはいかがでしょうか。

【小林功典委員】

資料中に子どもの受入れや給付費の支給は、認可定員ではなく、利用定員に基づいて行われるとのことですので、最終的には入ってきた子どもの人数に基づいて、給付の支給がされると思います。そうすると高めに設定しておいた方がいいのかなと思うのですが、今回みやじま幼稚園が3年間で210人は超えたことがないので、210人に設定した。みなと幼稚園だと50人を超えたことがないので、50人に設定したということでした。それぞれ年齢ごとのばらつきがあった場合があると思いますが、そういった状況を踏まえたうえでの余裕を持った設定なのでしょうか。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

余裕につきましては、余裕をもって設定していただいております。ただやはり、おっしゃっていただいたニーズ、最終的には実際の人数をもって申請していただくのですが、給付の額というものが、どうしても定員数が少ない園については、一人当たりの単価が上がってしまうので、給付額が高くなる傾向があります。そうすると設定する人数をあ

まり大きくしすぎると園の経営に影響を与えてしまうところになりますので、園の規模に応じた定員設定をすることが原則となっております。どこまで余力を持つのかというところですが、そこは園の判断になりますが、最終的にはその人数で可能かどうか、また市全体での受け入れ人数が減りすぎないところになります。結論としましては、現状園に入っている子どもたちが、引き続き園に入れるような人数設定をしていただくということであれば、基本的には子どもたちが入れることが出来なくなるということはありませんので、過去の人数を上回らないことという形でやっています。これがもし、地区毎の人数が変わってくるのであれば、利用定員の見直しを行うということはありません

【永田議長】

今村委員いかがでしょうか。

【今村委員】

各園の考え方があって、このような形になっていると思いますので、私の方から述べることは特にありません。過去のことになりますので、言っても仕方がないかなと思います。

【永田議長】

市全体の問題となってくることになりますので、一部の施設だけではなく、見直しをもつての設定ということになったと思います。

他にはいかがでしょうか。

【火物委員】

幼稚園が私学助成から施設型給付になった方が経営的に有利に感じるのですが、施設型給付になると、何かどういう義務か何かが発生するのか。

【事務局 保育・幼稚園課 尾村係長】

私立幼稚園は一企業一法人ですから、基本的にはどういうところを選ぶかというところは園としての方針というのが原則なんですけれども、子育て支援新制度の形に入るとなると、基本的には、この子は良いけどこの子はダメみたいな、そういう子どもを選ぶということではなくて、希望される方々は皆さん、一定の基準において受け入れをするという、応諾義務というのが生じてくるということが一つあります。

皆さん新制度になった方がいいんじゃないかっていうところは、思うところであるんですけども、実際にはそれをやることによっていろんな制度の入園料とか設定を個別に設定できなくなるとか、あと、利用料金も一定の基準で打ち止めになってしまうということがあるので、例えば都心部なんかですごい特色のあるところは、それを持ってやるように続けてらっしゃるところもあるかもしれませんし、私学助成の方もいろんな補助とかはあるようで、詳しいところまでは私もちょっと把握しきれてないのですが、現状の私学助成に移った方が得な場合もあると思うのですが、やはり県の実情とかによっては、現状の方が良いと判断された意見もあるのかなと。なので、全ての園が新制度

に移っているわけではないというのが現状であります。

ただ、市としましては、そういった希望があったりとか、移りたいということがありましたら、そういった支援をしていく形になるので、現状、子どもの数が下降傾向にあってってところの一つの解決策の一つとして、新制度移行というのを検討されているのは事実かなと思います。

【火物委員】

受け入れで基本的に子どもさんを選べないっていうのは、例えばちょっと言葉を選ばずに言うと、ちょっと扱いにくいお子さんっていうか障害があったりとか、そういうお子さんでも積極的に受け入れてねという感じの意味合いですか。その施設型給付ってなるとお子さんはとにかく定員までしっかり見て、その中で、園側がこの子はちょっとうちで預かれませんかっていうことはできなくなるみたいな意味合いでよろしいですか。

【事務局 子育て支援課 尾村係長】

基本的には当然その子を受け入れができる体制が整っていれば受け入れをしていたくのですけれども、例えば、それによって園の安全を確保できないとか、そういった事情があれば、必ずしもそうではないよってことじゃないのかなと思います。基本的には応諾義務というイメージです。

【永田議長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。それでは事務局には、皆様からいただいたご意見を参考にさせていただきますようお願い致します。

それでは、本日の議事は以上でございます。委員の皆様、会議の進行にご協力をいただきまして本当にありがとうございました。